

富士宮市週休2日推進工事入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市が発注する休日施工の原則禁止を条件とした工事における入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事着手日（準備期間を除く）から工事完成日（後片付け期間を除く）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (2) 休工期 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
- (3) 週休2日 対象期間において、4週8休以上に相当する休工期を取得したと認められる状態のことをいう。
- (4) 週休2日推進工事入札 休日施工の原則禁止を条件とした入札のことをいう。

(対象工事)

第3条 週休2日推進工事入札の対象となる工事は、次の各号を満たす工事であって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札又は公募型指名競争入札により実施する工事
- (2) 単年度予算による工事
- (3) 十分な工期の確保ができることが見込まれる工事
- (4) 緊急性を要しない工事
- (5) 交通事情や施設の状況により、休日に施工する必要のない工事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、週休2日推進工事入札に適合すると認められる工事

(入札公告)

第4条 市長は、週休2日推進工事入札を行おうとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び富士宮市契約規則（昭和60年富士宮市規則第6号）第8条の規定により公告しなければならない事項のほか、週休2日推進工事入札の方法による旨について公告する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月17日から施行する。